

鹿児島県青少年保護育成条例に基づく指定に関する認定基準

(昭和53年6月5日 鹿児島県告示第616号)

改正 平成8年12月25日 鹿児島県告示第1808号
平成10年2月25日 鹿児島県告示第222号の2

1 有害映画等、有害図書等及び有害広告物に係る指定

- (1) 著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの
- ア 男女の肉体の全部又は一部を露骨に表現して、性的感情を刺激し、又は性的にしゆう恥嫌悪の情を起こさせるもの
 - イ 性行為若しくはわいせつ的行为を露骨に表現したもの又はこれらを容易に連想させるもの
 - ウ 変態性欲による行為等を表現したもの
 - エ 健全な結婚又は家庭生活の秩序を破壊するような表現をして、著しく性的感情を刺激するもの
 - オ 性に関する知識を教育的又は医学的観点を超えて必要以上に不自然に表現したもの
- (2) 著しく青少年の粗暴性又は残虐性を助長し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの
- ア 残虐又は陰惨な殺傷を刺激的に表現したもの
 - イ 社会正義や法律に反する暴力を容認し、かつ、賛美するような表現をして刺激を与えるもの
 - ウ 犯罪の手段又は経過を、刺激的に表現し、犯罪感情を著しく誘発するもの
 - エ スリル感を刺激的に表現したもの

2 有害刃物、器具類及びがん具類に係る指定

- (1) 人の生命、身体又は財産に危害を及ぼし、青少年の健全な育成を阻害するおそれのあるもの
- ア 一般家庭用、学習用又は業務用に使用する刃物等（ナイフにあつては、果物ナイフ及びカッターナイフに限る。）以外の刃物等で、容易に人を殺傷しうる刃渡り若しくは鋭利性のあるもの又は物を破壊しうるもの
 - イ 鉄砲、刀剣等をかたどつたもの、飛び道具又は投げることを目的としたもので、人の生命、身体又は財産に危害を与えるおそれのあるもの
 - ウ 花火等爆発するもの又は燃焼力が大きいもので人の生命、身体又は財産に危害を与えるおそれのあるもの
 - エ 人の身体を拘束し、苦痛を与え、又はその自由を奪うもので犯罪行為に利用され、又は犯罪行為を誘発するおそれのあるもの
 - オ 青少年が使用することにより、その生命又は身体に危害を及ぼし、又は青少年の非行を誘発し、若しくは助長するおそれのあるもの
- (2) 著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの
- ア 男女の肉体の全部若しくは一部を露骨に表現しているもの又はこれらを容易に連想させるもの
 - イ 性行為を連想させ、又は性的行為の用具となるおそれがあるもの